

## お詫びと訂正

弊社刊行の『2016 社会福祉士国家試験過去問 一問一答+α [共通科目編]』の本文中、以下の箇所に誤りがございました。お詫びして、訂正させていただきます。(2015年12月28日更新)

該当頁	該当箇所	誤	正	備考
305	問題 114 の解説文	○ 次世代育成支援対策推進法において、市町村は、主務大臣が定める行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務および事業に関し、5年を一期とする市町村行動計画を策定する（次世代育成支援対策推進法第8条）。	✕ 次世代育成支援対策推進法において、市町村は、主務大臣が定める行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務および事業に関し、5年を一期とする市町村行動計画を策定する <u>ことができる</u> （次世代育成支援対策推進法第8条）。 <u>2015（平成27）年4月1日より、市町村行動計画の策定は、義務（「策定するものとする」）ではなく任意（「策定することができる」）となった。</u>	2015/12/28 更新